

印布告案

辛未五月頒布
改以新貨條
例中造幣規則
第四條別紙
之通相改此案
以布告

別紙

品位并價格とも併明ある銀地金並

日本或ハ外国銀貨幣を二千オロストロイ

六十以上の高ふらる之を要する造幣

規則に從て一回銀を以て拂い返すべし

